

高山市自然エネルギーによるまちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高山市が有する豊かな自然エネルギーを活用したまちづくりの実現に必要な方策等を検討するため、高山市自然エネルギーによるまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行い、市長に提言を行う。

- (1) 自然エネルギーの普及に関すること。
- (2) 自然エネルギーの事業化に関すること。
- (3) 自然エネルギーを活用した市民参画の仕組みづくりに関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要と認められる事項

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、自然エネルギーについて識見を有する者、事業所、NPO等関係団体、金融機関、市職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

2 委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 市長は、委員が事故その他の理由によりその任務を遂行できなくなったときは、補欠の委員を委嘱又は任命することができるものとする。この場合において、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

(役員職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務める。ただし、委員長選出前の委員会は、市長が招集する。

2 委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(部会)

第7条 市長は、第2条各号に定める事項について、委員会の要請により、自然エネルギーの種別を特定するなどにより具体的かつ専門的に調査及び検討を要すると認めるときは、検討

部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会の委員は、市長が委嘱する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選する。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。ただし、部会長選出前の部会は、市長が招集する。

（関係者等の意見）

第8条 委員長又は部会長が必要と認める場合は、協議内容に関して専門的な立場から助言を得るため、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、環境政策部環境政策推進課において行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成26年3月31日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月29日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の第3条第3項の規定は、平成28年度以後に委嘱又は任命する委員について適用する。